

ドバイ日本人学校における
新型コロナウイルス感染症に関する
「DJS マニュアル」 2021 [version4](#)

School manual procedures for school reopening
DJS Manual 2021 [version4](#)

ドバイ日本人学校
2021年9月15日

目次 ※変更点赤字で記載しております。

1. UAEにおける学校の新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- (1)MOE(Ministry of Education)の学校再開に関する報道
- (2)KHDA(Knowledge and Human Development Authority)からの要請事項
- (3)DHA(Dubai Health Authority)の計画リスト
- (4)参考資料

2. 学校が実施すべき対策等について

- (1)検温
- (2)マスク・フェースシールドの着用
- (3)手洗い・消毒(ハンドサニタイザー)
- (4)ゴミ捨てルール
- (5)校内清掃・校舎内の定期消毒
- (6)保健室の適切な利用、隔離部屋の確保
- (7)掲示物(ポスター・ステッカー)等による注意、啓発
- (8)訪問者の制限、対応
- (9)Social Distance の確保
- (10)ウォーターディスペンサー使用禁止
- (11)関係諸機関との連携
- (12)安全対策マニュアル(DJS マニュアル)の作成

3. 児童生徒の感染症対策について

- (1)登校日および日課の調整
- (2)集会、および行事等の制限
- (3)児童生徒への感染症対策に関する指導
- (4)登校から下校までのスケジュール
- (5)具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

4. 教職員の感染症対策について

- (1)職員室の配置変更
- (2)Microsoft Teams を活用した働き方の工夫
- (3)出勤前の検温

5. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

- (1)児童生徒等や教職員に感染者が発生した場合
- (2)児童生徒等や教職員の家族に感染者が発生した場合
- (3)学校内で児童生徒に体調不良者が発生した場合
- (4)家庭で児童生徒に体調不良等が発生した場合
- (5)家庭で同居親族に体調不良等が発生した場合

1. UAEにおける学校の新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

(1)MOE(Ministry of Education)の学校再開に関する報道

6月23日に行われた教育省での会議において学校再開に向けての考え方が示された。学校を再開するにあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行い、児童生徒・教職員・その他スタッフの健康と安全を確保することが優先課題であるとしている。以下報道原文(抜粋)

[Education and Human Resources Council, briefed on possibility of resuming study in September with restrictions](#)

During the meeting, Hussain bin Ibrahim Al Hammadi, Minister of Education, said that the possibility of resuming study in general educational institutions, including re-opening of public and private universities and schools, will be in next September and according to precautionary measures and depending on assessment of evolving changes related to corona virus, COVID-19, as per health requirements issued by competent authorities.

The possibility of re-opening of educational institutions will take place as per a well-studied plan and within the precautionary measures taken by the UAE to contain the virus, which place the health and safety of students at a top priority, the minister added.

Al Hammadi asserted the ministry's keenness to ensure the highest levels of protection and safety for students, teaching and administrative staff, and help workers through the disinfection of educational institutions and modes of transport nationwide in line with requirements issued by the Ministry of Health and Prevention and instructions by the National Emergency Crisis and Disasters Management Authority, NCEMA, and the World Health Organisation, WHO.

<https://www.moe.gov.ae/En/MediaCenter/News/Pages/EHR-meeting.aspx> より引用

(2)KHDA(Knowledge and Human Development Authority)からの要請事項

KHDAからは、118項目からなる”Protocols for the Reopening of Private Schools in Dubai”に基づき各学校の再開プランを作成するよう指示があった。学校再開プランをDJSプランとして本マニュアルを示す。

Protocols for the Reopening of Private Schools in Dubai

<https://www.khda.gov.ae/CMS/WebParts/TextEditor/Documents/Schools-Reopening-Protocol-En.pdf>

以下、KHDA の FAQ 原文(抜粋)

3.What health and safety conditions will schools have to follow in the new academic year?

Maintaining health and safety is everyone's responsibility. Conditions to protect students and staff include:

Screening all students and staff for temperature at entry point to the school

Maintaining physical distance guidelines as recommended by the relevant health authorities and reducing the head-count capacity in classrooms.

Limiting gatherings and suspending group activities such as school celebrations, and sports events;

Organizing and managing the students' working day including mealtimes to avoid high concentrations of students in one place.

Sterilising the school building, classrooms, laboratories and other facilities regularly;

Ensuring that support & maintenance service staff do not enter the school when students and staff are present

Appointing a trained health and safety official to ensure that people and processes in the school comply with health and safety protocol.

<https://www.khda.gov.ae/en/safetyatschools> より引用

(3)DHA(Dubai Health Authority)の計画リスト

DJS プラン作成に伴い、以下 DHS の計画リストも参考とした。

Health planning list for school reopening in September

1. Temperature check

- from home, in the bus, after reaching the school at the entrance, in the classroom if the student feels sick, if necessary, in the health room, at the entrance before leaving the school, if necessary, in school bus while returning home from school.

2. Wearing mask

- All the students, staff and bus attendants should wear clean masks all the time.

3. Handwashing

- Hand washing time should be provided and practiced by all staff and students.

4. Hand sanitizer

- Hand sanitizer dispensers with sanitizer are provided in the school area.

5. Isolation area

- In case if any staff or student feels sick, he/she should report and send to isolation area. The school bags and belongings of sick students should be send with the student and should not be carried by other students.

6. Disinfection of school including classrooms, staff room, common area, toilets etc

- Disinfection should be carried out regularly as per the government policies.

7. Sign boards

- Sign boards and instruction boards on social distancing, hygiene, wearing of masks and gloves, no handshakes, no gatherings etc should be prepared and placed in designated areas.

8. Full time Cleaning staff

- It is recommended that the school should have full time cleaning staff along with contract with a cleaning company for regular deep cleaning.

9. Health room

- Only genuine cases should go to health room to avoid crowding.

(4)参考資料

①文部科学省:学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～

https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20200903-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

②KHDA:Protocols for the Reopening of Private Schools in Dubai

<https://www.khda.gov.ae/CMS/WebParts/TextEditor/Documents/Schools-Reopening-Protocol-En.pdf>

③DHA:COVID-19 Readiness Inspection Checklist

④ GUIDELINES FOR MANAGEMENT OF COVID-19 IN EDUCATIONAL, ACADEMIC SETTINGS, NURSERIES AND ELCs Version 4

<https://www.dha.gov.ae/en/HealthRegulation/Documents/Guidelines%20for%20Management%20of%20COVID-19%20in%20Educational%20and%20Academic%20Settings.pdf>

⑤PROTOCOLS for FACE-TO-FACE LEARNING AT DUBAI PRIVATE SCHOOL 2021-2022 ACADEMIC YEAR

<https://www.khda.gov.ae/CMS/WebParts/TextEditor/Documents/KHDA-Back-to-School-Protocols-2021-En.pdf>

⑥GUIDELINES FOR MANAGEMENT OF COVID-19 IN EDUCATIONAL INSTITUTIONS Version5

<https://www.dha.gov.ae/en/Covid19/Documents/Guidelines%20for%20Mng%20of%20COVID-19%20in%20Educational%20Institutions.pdf>

2. 学校が実施すべき対策等について

(1) 検温

- ・固定型サーモグラフィを購入し、正面玄関に設置する。
- ・非接触型体温計購入し、校門、各教室、バス6台、職員室、保健室に設置する。

(非接触型体温計購入数合計18台)

事項	対応策	担当者	監督者	備考
登下校時の児童生徒の体温測定	正面玄関に固定型サーモグラフィ設置。	教務主任 Shiny	教頭	37.5度以上の場合は保健室にて対応
学校職員・訪問者の体温測定	校門に非接触型体温計設置。	セキュリティ	教頭	37.5度以上の場合は入校不可
バス乗車時の体温測定	バスに非接触型体温計設置。	バスアテンダント	教頭	37.5度以上の場合乗車不可
児童生徒の体温測定(日課中)	各教室に非接触型体温計設置。	担任	教務主任	児童生徒が体調不良を訴えた場合すぐに測定する
家庭での体温測定	毎朝の検温	保護者	担任	37.5度以上の場合は登校を控える

(2) マスク・フェースシールドの着用等

- ・全児童生徒、全職員のマスク着用する。
- ・予備マスクを職員室、保健室に常備する。
- ・授業者は透明マスクまたはフェースシールド着用する。バスアテンダントはフェースシールドを着用する。
- ・児童生徒にマスク着用等に関する指導を行う。昼食時のフェイスシールド着用を推奨する。

事項	対応策	担当者	監督者	備考
全児童生徒、全職員のマスク着用	個人でマスクを用意する。予備も持参すること。	全児童生徒、 全職員	担任 教頭	
予備マスクの常備	職員室、保健室に予備マスクを常備する。	校務主任 事務部 Shiny	教頭	事務部が担当する。(在庫管理含む)
フェースシールド購入、着用	バスアテンダント、教員(授業時)のフェースシールド着用	事務部 バスアテンダント 教員	教頭	購入は事務部が担当する。購入数計30
児童生徒へのマスク着用等に関する指導	登校再開初日にガイダンスを行う(担任)。	保健安全担当 担任	教務主任	保健安全担当は児童生徒マニュアルを作成する。

(3)手洗い・消毒・換気

- ・手洗い用の抗菌石けん、紙ナプキンを用意する。
- ・手洗いタイムを設定する。(使用後手洗い場の消毒)
- ・各教室、トイレ、職員室、事務室、保健室の入り口にディスペンサーを設置する。(計14台)
- ・登校時に児童生徒の鞆、靴を消毒する。
- ・学校タブレットを使用した場合は、使用する毎に消毒する。
- ・授業間に必ず換気をする。
- ・緊急時用に PPE(Personal Protective Equipment)を購入する。(児童生徒用含)
- ・児童生徒に手洗い、消毒、換気等に関する指導を行う。
- ・消毒用に Disposable disinfectant wipesを購入する。

事項	対応策	担当者	監督者	備考
手洗い用抗菌石けんの購入・設置	トイレ、手洗い場に抗菌石けんを設置する。 手拭きは紙ナプキンを使用する。	事務部 Shiny	教頭	購入、設置、補充は事務部が担当する。
手洗いタイムの設定	休み時間を利用し、手洗いタイムを導入する。	教務主任 担任	教頭・校長	
ディスペンサー設置	各教室、トイレ、職員室、事務室、保健室入り口に設置。(計14台)	事務部	教頭	設置、補充は事務部が担当する。
登校時の消毒	校舎入り口に消毒ゲートを設置する。	事務部	教頭	購入は校務主任が担当する。
授業間の換気	教科担当は授業が終わった後にドアを開け、換気をする。	担任 教科担当	保健安全	
PPE の購入	疑わしい症状が発生した児童生徒に付き添う際に着用する。	Shiny 事務部	教頭	購入は Shiny と事務部が担当する。
児童生徒への手洗い・消毒等に関する指導	登校再開初日にガイダンスを行う。	保健安全 担任	教務主任	保健安全担当は児童生徒マニュアルを作成する。
Disposable disinfectant wipes の購入	手や机等の消毒に使用する。	事務部	教頭	購入、設置、補充は事務部が担当する。

石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100万倍
石けんや ハンドソープで 10秒もみ洗い後 流水で 15秒すすぐ	1回	約 0.01% (数百倍)
	2回 繰り返す	約 0.0001% (数倍)

(資料元: 感染症学雑誌, 巻 49(6)-500, 2006 年6月号)

手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻を
かんだとき



給食（昼
食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを
触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの
前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのばすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをぬじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



(4)ゴミ捨てルール

- ・鼻をかむなどした紙の処理方法を明確にする。
- ・教室内にティッシュボックスを常備する。
- ・Medical Waste(医療廃棄物)専用の蓋付きゴミ箱を設置する(3カ所)。
- ・児童生徒へのゴミ捨て等に関する指導を行う。

事項	対応策	担当者	監督者	備考
鼻をかむなどした紙の処理方法	各教室に小さなプラスチックバッグ又はポリ袋を設置し、それに入れてから捨てるようにする。	事務部 担任	教頭	プラスチックバッグ購入・補充は事務部、教室の常備は担任が担当する。
教室内のティッシュボックスを常備	担任が各教室に常備する。	事務部 担任	教頭	ティッシュボックス購入・補充は事務部、教室の常備は担任が担当する。
蓋つきゴミ箱の設置	グラウンド側中庭、UAE中庭、職員室入り口の3カ所に設置	校務主任 事務部 Shiny	教頭	事務部が担当する。
児童生徒へのゴミ捨て等に関する指導	登校再開初日にガイダンスを行う。	保健安全 担任	教務主任	保健安全担当は児童生徒マニュアルを作成する。

(5)校舎内の清掃、定期消毒

- ・生徒による清掃は行わず、業者によるクリーニングを実施する。
- ・スクールバスを消毒する(2回/日)。(使用毎に消毒をすること)
- ・教室を消毒する(1回/日)。
- ・トイレを消毒する(1回/時)。
- ・校舎内を消毒する。

事項	対応策	担当者	監督者	備考
毎日の清掃作業	業者による清掃を依頼する。	業者	教頭	
スクールバスの消毒	生徒下車後、座席や手すり等生徒が触れた箇所を消毒液で拭き取る。	バスアテンダント (2回/日)	バス担当 教頭	消毒液・拭き取り用ペーパー、雑巾等の準備は事務部が担当する。
教室の消毒	生徒下校後、机・イス・ドアノブ・スイッチ等生徒が触れた箇所を	担任 (1回/日)	教務主任 副担任	消毒液・拭き取り用ペーパー、雑巾等の準備は事

	消毒的で拭き取る。			務部が担当する。
トイレの消毒	休憩時間ごとに、トイレを消毒液で拭き取る。消毒液を噴霧する。 <u>噴霧の際は人体への影響がないか内容物などを必ず確認する。</u>	事務部 バスアテンダント (1回/時)	教頭	消毒液・拭き取りようペーパー、雑巾等の準備は事務部が担当する。
校舎内の定期消毒	業者による校舎内消毒を依頼する。	業者	教頭	

(参考) 消毒の方法等について

	消毒用エタノール	次亜塩素酸ナトリウム消毒液	一部の界面活性剤*
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> 消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後、そのまま乾燥させる 	<ul style="list-style-type: none"> 0.05%の消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いた後は、必ず清潔な布等で水拭きし、乾燥させる (材質によっては変色や腐食を起す場合があるため) 感染者が発生した場合のトイレでは0.1%の消毒液を使用 	<ul style="list-style-type: none"> 【住宅・家具用洗剤】 製品に記載された使用方法どおりに使用 【台所用洗剤】 布巾やペーパータオルに、洗剤をうすめた溶液をしみこませ、液が垂れないように絞って使う。拭いた後は、清潔な布等で水拭きし、最後に乾拭きする
主な留意点	清掃作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにする		
	<ul style="list-style-type: none"> 引火性があるので電気スイッチ等への噴霧は避ける 換気を充分に行う 	<ul style="list-style-type: none"> 必ず手袋を使用(ラテックスアレルギーに注意) 色落ちしやすいもの、腐食の恐れのある金属には使用不可 換気を十分に行う 噴霧は絶対にしない 児童生徒等には扱わない 	<ul style="list-style-type: none"> パンフレット「ご家庭にある洗剤を使って身近なものを消毒しましょう」参照(後掲)

* 効果が確認された界面活性剤を含む洗剤を使用する場合は、以下の情報を参考にすること。
洗剤のリスト：独立行政法人製品評価技術基盤機構 (NITE) のホームページ
(<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>)

(参考) 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを濃縮したる製品の例です。製品によって濃度が異なりますので、必ず参考にしてください。

メーカー (または登録)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25 mL (商品付属のキャップ 1 杯)*
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツイエ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (または登録)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン両用漂白剤	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西宮 / サトー / リウイン (徳島のき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セゾンアイ / ホームテックス (セゾンプレミアムライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

* 上記の例以外にも、次亜塩素酸ナトリウムを濃縮したる商品は多数あります。製品に留意し、商品パッケージや説明書に注意してください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

(参考) 新型コロナウイルスに対して効果が確認された界面活性剤を含む洗剤について

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

- 試験で効果が確認された界面活性剤**
- 界面活性剤ベンザルコニウム塩ナトリウム
 - アルキルグリコシド
 - アルキルアミノオキシド
 - 塩化ベンザルコニウム
 - ポリオキシエチレンアルキルエーテル

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストを NITE ウェブサイトで公開しています (随時更新)
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

製品のラベルやウェブサイトなどでも、成分の界面活性剤が確認できます。

使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所用用、家具用、殺菌用など、用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手袋・防護には使用しないでください。

本資料は、2020年3月24日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合は?

台所用洗剤を使って代用することもできます。

- 洗剤うすめ液を作る。
たらいや洗面器などに500mlの水をばり、台所用洗剤を小さじ1杯(5g)入れて軽く混ぜ合わせる。
(※濃い濃度用洗剤ではなく、スポンジなどでつけて使う洗剤です。有効成分界面活性剤が使われているのも確認しましょう。)
- 対象の表面を拭き取る。
キッチンペーパーや布などで、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを伝えないように、一方向にしっかりと拭き取るようにする。
- 水拭きする。
洗濯で拭いてから5分程度経ったら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。
- 乾拭きする。
最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。



- 安全上の注意**
- 手袋・防護には使用しないでください。
 - スプレーボトルでの噴霧は行わないでください。
- 効果的に使うためのポイント**
- 作り過ぎた液は効果はなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
 - 台所用洗剤でプラスチック部分(電話、キーボード、マウス、TVリモコン、楽器とツタ、部屋のスイッチ、鏡など)を拭いた場合は、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
 - 塗装面(家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など)や、水がしみこむ場所や材質(布製カーテン、木、壁など)には使わないでください(シミになるおそれがあります)。

(6)保健室の適切な利用、隔離部屋の確保

- ・保健室の適切な利用方法を検討する。シャイニー先生を health and safety designated staff に任命。
(小児応急処置と心肺蘇生法の認証を受けたスタッフ)
- ・隔離部屋を確保する。設置等の担当はシャイニー先生とする。
- ・児童生徒に手洗い、消毒等に関する指導を行う。

事項	対応策	担当者	監督者	備考
保健室の適切な利用方法検討	保健室利用マニュアルを作成する。(DHAガイドラインに従って作成すること)	Shiny	教務主任 保健安全 教頭	
隔離部屋の確保	NB2に隔離部屋を確保する。	Shiny 事務	教頭	イス、簡易ベッド、ついたてなど必要な物のリストはShinyが作成する。購入は事務部が担当する。
児童生徒への保健室利用等に関する指導	登校初日にガイダンスを行う。	保健安全担当 担任	教務主任	保健安全担当は児童生徒マニュアルを作成する。

(7)掲示物(ポスター・ステッカー)等による注意、啓発

- ・注意事項、注意喚起を記したポスター等の掲示物を作成、設置する。
- ・バス内掲示用のポスター等を作成、設置する。
- ・Distance 確保のためのステッカーをフロアーに貼る。(100枚購入)

事項	対応策	担当者	監督者	備考
注意喚起ポスター作成	各教室、廊下に日本語・英語・アラビア語でポスター掲示する。	教務部	教頭	
バス用ポスター作成	バス内に掲示する。	教務部	教頭	
手洗い場のDistance確保	・水道は一つ飛ばしで使用するため使用禁書ポスター掲示する。 ・間隔を開けて待機させるため床にステッカーを貼る。	教務部	教頭	

(8)訪問者の制限、対応

- ・KHDA 登録は全てオンラインで行う。→(システムの不具合により保護者に来ていただく必要がある。)
- ・転入関係打ち合わせ、書類提出はできる限りオンラインで行う。
- ・部外者の訪問は、生徒在中原則禁止とする。
- ・訪問者の記録、管理を行い、必要な場合はすぐにデータを政府に提供できるようにしておく。

事項	対応策	担当者	監督者	備考
オンライン登録	KHDA 関係の登録を学校では行わず、オンラインで行う。	アマル	管理職	システムが改善されたら、全面オンラインへと移行する。
転入書類オンライン提出	全てオンラインで転入手続きを済ませる。面談等が必要な場合も MS Teams を使用した、オンライン通話を利用する。	教頭	校長	
訪問者の記録、管理	全ての訪問者をセキュリティルームで記録する。	教頭	校長	名前、電話番号、訪問日、エミレーツ ID 番号の記入

(9)Social distance の確保

- ・教室内1m以上の距離を確保する。(可能であれば1.5mを確保する)
- ・トイレの人数制限を設ける。(5人)
- ・密を避けてロッカーを使用する。
- ・コンタクトレスペイメントの推奨(現金支払いも可)

事項	対応策	担当者	監督者	備考
教室内1.5mの距離確保	机を離し身体的距離を確保する。	保健安全	教務部	
トイレの人数制限	休憩時間には職員がトイレ内で監督する。	教職員	教頭	
ロッカー使用制限	鞆の中身をすべてだし、鞆だけを置くようにする。日中はロッカーに近づかない体制をとる。	担任	保健安全	
コンタクトレスペイメント	できる限りコンタクトレスペイメントで行う。	会計	教頭	

(10)ウォーターディスペンサー使用禁止

ウォーターディスペンサーの代わりに sanitized water bottle を準備する。

事項	対応策	担当者	監督者	備考
ウォーターディスペンサー使用禁止	sanitized water bottle を準備する。	事務部	教頭	必要な児童生徒にペットボトルで配付する。

(11)関係諸機関との連携

・万が一の場合に備えいつでも関係諸機関と連携ができるようにする。

機関名	住所	電話番号	担当者
さくらクリニック	Room 3004, Block A,Building No.64 Al-Razi, Dubai Healthcare City,	04-445-2875	マーガレット医師 (学校医)
DHA	Dubai Health Authority Building, Al Maktoum Bridge Street, Bur Dubai Area 4545, UAE.	800342 (hotline number)	
KHDA		3640000	Regulations and Permits Commission (RPC) department
総領事館	28th Floor, Dubai World Trade Centre	(+971)4-2938888	設楽領事
学校運営理事会			土井理事長
文部科学省	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-5253-4111	北山浩士課長

(12)安全対策マニュアル(DJS マニュアル)の作成

・「新しい生活様式」に基づいた安全対策マニュアル(DJS マニュアル)を作成する。(教職員・保護者向け)

事項	対応策	担当者	監督者	備考
DJS マニュアル作成	作成次第教職員で共有する。保護者にも配布する。	教務部 管理職	管理職	※英訳版をローカルスタッフにも配付し共有する。

3. 児童生徒の感染症対策について

(1) 登校日および日課の調整

全員登校とする。必要に応じて登校制限をかける場合がある。

登校日の基本方針

- ・通常通りの日課で行う。
- ・小学部45分、中学部50分授業とし、授業間休憩にはトイレに児童生徒が集中しないよう配慮する。
- ・休み時間には適宜手洗いタイムを入れる。

日課表

	通常日課	ラマダン特別日課
登校	7:30～7:50	7:30～7:50
読書/朝学習	7:55～8:10	7:50～8:10
朝の会・朝学活	8:10～8:20	8:10～8:15
1時間目	8:25～9:10(15)	8:20～9:05
2時間目	9:25～10:10(15)	9:15～10:00
ドバタイム	10:10(15)～10:40	10:00～10:20
3時間目	10:40～11:25(30)	10:20～11:05
4時間目	11:40～12:25(30)	11:15～12:00
昼食/昼休み	12:25(30)～13:05	12:00～12:25
5時間目	12:05～13:50(55)	12:25～13:10
	14:05～14:50(55)	
帰りの会/終学活	①13:55～14:10 ②14:55～15:25	13:15～13:20
下校	①バス出発 14:15 ②バス出発 15:40	バス出発 13:30

(2) 集会、および行事等の制限

KHDA の要請事項に鑑み、1学期予定の水泳学習は中止とする。その他行事に関しては都度開催可否を検討する。

→(8月21日追記)KHDA の許可がおりたため、1学期に水泳学習を実施することができた。2学期以降はプロトコル変更に鑑み、安全プロトコルに対応した上で、全て実施の方向で検討していく。(保護者の学校立ち入り禁止は継続)

(3) 児童生徒への感染症対策に関する指導

児童生徒がコロナウイルス感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導する。休み時間や登下校など教職員の目が届かない所でも自ら判断し行動できるようにする。

・登校初日に学校生活ガイダンスを行う。

○新型コロナウイルス感染症理解 ○新しい生活様式について ○バス乗車について ○手洗い・消毒について
○マスク着用について ○ゴミ捨てについて ○保健室の利用について ○文房具等の共有不可について

事項	対応策	担当者	監督者	備考
児童生徒のコロナウイルス感染症理解	上記マニュアルを基に担任により指導を行う。	保健安全担当 担任	教務主任 管理職	

(4)登校から下校までのスケジュール

日課/時間	児童生徒の動き	対応	担当者	備考
登校 7:30~7:50	バス下車	ディスタンス確保	アテンダント	○バス消毒 ※バス利用なしの生徒は正面玄関で速やかに下車する。
	校舎入り口での体温測定 消毒	サーモグラフィーで体温測定	教頭 校長、小笹、マヘル	遅刻生徒は保健室で検温する。
	手洗いタイム①	手洗い場ごとに学年を分けて手を洗う G12 G8横手洗い場 G3 男子トイレ前 G4 G4教室 G5 G8横手洗い場 G6 男子トイレ前 G7 トイレ G8 トイレ G9 トイレ	担任 副担任 担任は3、4名ずつ グループに分けて手洗いに行かせる。 副担任と児童生徒が登校していない学年の担任は手洗い場でディスタンス確保を促す。	

朝読・朝学 7:55~8:10 朝の会・朝学活 8:10~8:20	教室に入り、自 席で待機	児童生徒の体調の確 認	担任	○児童生徒が体調 不良を訴えた場合 はすぐに検温。37.5 度以上の場合は隔 離部屋に連れて行 く。
1・2時間目 8:25~9:10(15) 9:25~10:10(15)	自席で受講		教科担当	○教室換気 ○トイレ消毒
ドバイタイム 10:10(15) ~10:40	手洗いタイム②	手洗い場ごとに学年を 分けて手を洗う G12 G8横手洗い場 G3 男子トイレ前 G4 G4教室 G5 G8横手洗い場 G6 男子トイレ前 G7 トイレ G8 トイレ G9 トイレ	担任 副担任 担任は3、4名ずつ グループに分けて 手洗いに行かせ る。 副担任と児童生徒 が登校していない 学年の担任は手 洗い場でディス タンス確保を促す。	○教室換気
3・4時間目 10:40~11:25(30) 11:40~12:25(30)	自席で受講		教科担当	○教室換気 ○トイレ消毒
昼食 12:25(30)~12:45	手洗いタイム③	手洗い場ごとに学年を 分けて手を洗う G12 G8横手洗い場 G3 男子トイレ前 G4 G4教室 G5 G8横手洗い場 G6 男子トイレ前 G7 トイレ G8 トイレ G9 トイレ	担任 副担任 担任は3、4名ずつ グループに分けて 手洗いに行かせ る。 副担任と児童生徒 が登校していない	○教室換気
	自席で昼食			

昼休み 12:45～13:05				○教室換気
5・6時間目 13:05～13:50(55) 14:05～14:50(55)	自席で受講			○トイレ消毒
帰りの会・終学活 ①13:55～14:10 ②14:55～15:25		体調確認	担任	○教室換気
下校 ①14:05～ ②15:20～ ①14:15 ②15:40	バス乗車 バス出発	以下の順番でバスに乗車する。 ※乗車前に検温 G1 14:05(15:20) G2 14:06(15:22) G3 14:07(15:24) G5 14:08(15:26) G4 14:09(15:28) G6 14:10(15:30) G7 14:11(15:32) G8 14:12(15:33) G9 14:13(15:34)	バスアテンダント	※バス利用なしの生徒は正面玄関ですみやかに乗車する。保護者が来るまでは1Mの間隔をあけて廊下で待機する。
下校後	教室消毒	使用教室の消毒	担任	○教室消毒 ○トイレ消毒
	バス帰校		アテンダント	○バス消毒

※コロナウイルス関連における自宅待機を命じられた場合は、教室からオンラインで授業を中継する。

使用機器：パソコンまたは ipad、マイク付きスピーカー、大型テレビ

- ①担当教員が Microsoft Teams を立ち上げ、児童生徒が聴講できるようにする。
- ②画面上で教師がよく見えるようにパソコンを配置する。
- ③授業中に不具合が発生した場合は担当教員が対応する。

(5)具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

教科指導

- ・原則、児童生徒が自席にて授業を受けられるようにする。
- ・自席以外での作業がどうしても必要な場合は、Social distance を確保した上で行う。児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」をできる限り避け、回数や時間を制限して実施する。以下に、特に感染のリスクが高い活動における対策について示す。

教科	状況	対策
全教科	対面形式となるグループワーク等	・グループワークをする場合は、必ず一定の距離を保った状態で実施する。
理科	実験や観察	・できるだけ個人の使用教具を使用し、共用を避ける。 ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。 ・一定の距離を保たせる。
音楽	合唱及び楽器演奏	・対面での合唱は実施しない。
家庭科	調理実習	・実施の方向で検討していく。
	ミシンを使用した実習	・1M ディスタンスを確保しながら実施する。
保健体育	身体的距離1mを必ず確保し続けること。	
	密集する運動(ドッジボールなど) 接触する可能性のある運動(サッカー、バレーボールなど)	・Dubai Sports Council のガイドラインに従う。
	身体的アクティビティー(ランニング、筋トレなど)	・身体的距離を確保できれば、マスクを外してもよいとする。
	プール学習	・KHDAから許可がおりるまでは実施しない。(KHDA 許可により実施済み)
	その他活動	・Dubai Sports Council のガイドラインに従う。 ・急激、過度な運動を避ける。

昼食

- ・食事前、食事後の手洗いを徹底する。
- ・机を向かい合わせにしない。授業時と同じ座席配置で食事をする。
- ・食事時の会話を控えるよう指導する。
- ・昼食時のフェースシールド着用が推奨されています。各家庭のご判断で、お子さんに持たせて頂きますようお願いいたします。

図書室

- ・休み時間の図書室利用は禁止とする。
- ・教職員が消毒を施した本に限り、貸出可とする。返却された本は2日以上放置した後、貸出することができる。

清掃活動

- ・朝の清掃活動は行わない。

休み時間

- ・トイレ休憩については導線を示して実施する。トイレ内の人数を5人に制限する。
- ・廊下では滞留しないようにする。
- ・一定の距離を保って過ごすように指導する。

登下校

- ・正面玄関や教室入り口で密集が起こらないように分散させる。
- ・バスでは座席を話し、着席する。また、会話を控えることやマスク着用について徹底する。
- ・バスでは手すり等の共用部分をなるべく触らないようにする。

健康診断

- ・適切な時期に健康診断を実施する。(内科検診、身体測定)
- ・実施の際は、「密閉」「密集」「密接」にならないよう工夫する。
- ・実施する教職員の事前の手洗い、咳エチケット等を徹底する。
- ・会話や発声を控えるよう児童生徒に徹底する。

4. 教職員の感染症対策について

(1)職員室

密を避けるため、フリーアドレス制を採用する。自分が使用した机は消毒してから移動する。

(2)Microsoft Teams を活用した働き方の工夫

なるべく近距離での会話を避け、情報共有は Microsoft Teams を活用する。また職員会議等を行う際も、一つの部屋に集まることはせず、オンラインで行うようにする。(緊急の場合はこの限りではない。)

(3)出勤前の検温

教職員は出勤前に必ず検温をすること。体温37.5以上または呼吸器症状がある場合は勤務不可とする。解熱後24時間以上経過し、呼吸器症状が改善されるまで勤務不可とする。

5. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

① 学校への連絡

感染が発生した場合は速やかに学校長へ連絡する。

② 濃厚接触者等の確認

感染者と濃厚接触した児童生徒、教職員を特定する。

濃厚接触者の定義: 症状が発生した2日前または PCR 検査で陽性反応と診断された日以降10日間以内に感染者と「マスク着用の有無に関わらず、1m以内かつ15分以上」接触した者

濃厚接触者に特定された場合は感染者と接触した日から起算して7日間は自宅待機を命じられる。濃厚接触者は PCR 検査を受ける必要はない。

自宅隔離(自宅待機)の定義: 自宅隔離は最後に感染者と接触した日から7日間とする。例えば9月1日に友人と食事をし、その友人が9月3日に陽性が判明した場合は、隔離期間は9月1日から7日となる。

③ 全児童生徒保護者への周知

罹患者が発生したことを全児童生徒保護者に周知する。

④ 全部または一部の学校閉鎖の検討

学校長は状況に応じて、全部または一部の学校閉鎖を実施する。学校再開期日は学校長が判断する。

⑤ 校舎内の消毒

業者による校舎内全面または一部消毒を実施する。

⑥ 罹患者の登校

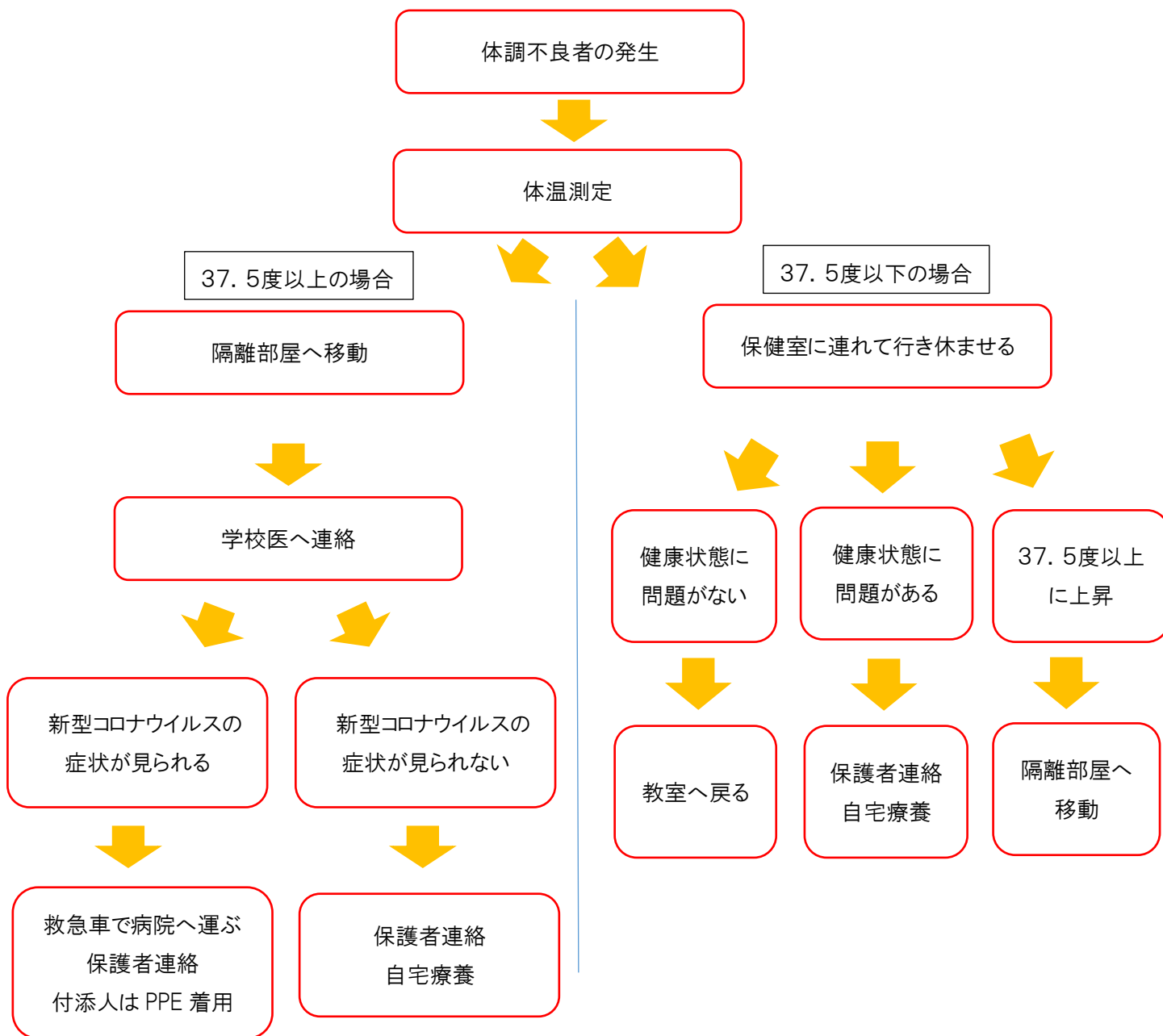
1. 10日間の自主隔離
2. DHAから Clearance Certificate を取得
3. スクールナース(シャイニー)とオンラインでの面談を実施
4. 登校初日、保健室で健康観察実施

(2) 児童生徒等や教職員の家族に感染者が発生した場合

生徒/教職員は7日間の登校を控え、オンラインでの学習を行うこととする。

自主隔離終了2日前にスクールナース(シャイニー)とオンラインでの面談を実施する。

(3)学校内で体調不良者が発生した場合



- 新型コロナウイルス感染症罹患者の発生を確認した場合の学校の対応
- 罹患者のプライバシー保護及び人権的配慮に努める
 - 関係諸機関への連絡
 - ・総領事館 ・理事会 ・文部科学省 ・DHA ・KHDA
 - 感染拡大防止の実施
 - ・情報収集(罹患者の学校での活動や、症状の出現状況等)
 - ・接触者のリストアップ
 - ・在校児童生徒等及び保護者への情報提供
 - ・必要に応じて接触者に対する措置
 - ・疑わしい症状がある場合には、指導/助言を行い、適切な処置を講じる。

(4)家庭で児童生徒に体調不良等が発生した場合

①学校への連絡

②症状の確認

新型コロナウイルスの症状が見られるかどうかを確認する。

(新型コロナウイルスの症状とは熱・呼吸困難・喉の痛み・頭痛・咳等を指す。)

③登校・自宅休養の判断

- ・37.5度以上の場合は登校を控え、自宅休養(欠席)とする。
- ・37.5度以下かつ体調不良の原因となる症状が改善した場合は登校してもよい。
- ・37.5度以下かつ体調不良の原因となる症状が改善しない場合は自宅休養(欠席)とする。

④登校を控えた場合の再登校の判断

- ・学校と連携し、再登校の期日を決定する。

(5)家庭で同居親族に体調不良等が発生した場合

①学校へ連絡

②症状の確認

体調不良者本人及び同居親族全員の症状を確認する。

③登校・オンラインでの授業参加を判断する。

- ・同居親族が37.5度以上の場合は登校を控え、オンラインでの授業参加とする。
- ・同居親族が37.5度以下かつ体調不良が続く場合は、登校を控えオンラインでの授業参加とする。
- ・同居親族がPCR検査結果陽性と判定された場合は、濃厚接触者に特定し**7日間**の自主隔離とする。
- ・同居親族の症状により判断が難しい場合は学校と相談をして、学校長が判断をする。
- ・**「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う場合は「欠席」とせず、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録する。**

④登校を控えた場合の再登校の判断

- ・学校と連携し、再登校の期日を決定する。
- ・同居親族がPCR検査結果陽性の場合、**7日間**の自主隔離終了2日前にスクールナース(シャイニー)とオンラインでの面談を実施する。